

# 東広島市農業委員会の委員 (農業委員) 募集のご案内

◆ 農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）を募集します。

## 1 農業委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数  
24人
- (2) 任期  
市長が任命する日（令和8年6月1日を予定）から令和11年5月31日まで
- (3) 任用形態  
東広島市の非常勤特別職の職員
- (4) 報酬  
月額33,600円

## 2 活動内容（予定）

- (1) 農地等の利用の最適化に関する指針の策定
- (2) 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、転用の許可等の審議及び決定並びにこれらに関する現地調査（担当する案件について、総会において現地調査結果の報告・審査意見等を述べていただきます。また住所地以外の区域においても、案件を担当する場合があります。）
- (3) 担い手への農地の集積・集約化、担い手の状況把握、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う業務（現地調査、指導、監視業務、農地の斡旋、地域協議への出席等）
- (4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- (5) 連絡調整会議への出席（月1回程度）
- (6) 説明会・研修会への参加（年4回程度）

## 3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。

## 4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 5 募集方法

- (1) 法人その他の団体又は個人（3名以上）による推薦
- (2) 個人による応募

## 6 推薦の手続

農業委員を推薦しようとする法人その他の団体又は個人（3名以上）は、所定の申込書に必要事項を記入の上、東広島市産業部農林水産課へ提出してください。

- (1) 法人その他の団体が推薦する場合・・・様式第1号の申込書に記入してください
- (2) 個人が推薦する場合・・・様式第2-1号、第2-2号の申込書に記入してください

## 7 応募の手続

農業委員の募集に応募しようとする者は、所定の申込書（様式第3号）に必要事項を記入の上、東広島市産業部農林水産課へ提出してください。

## 8 推薦・応募の受付期間

令和7年11月4日（火）から同年11月28日（金）まで【当日消印有効】

※申込書を持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

## 9 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、東広島市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。

※募集案内及び申込書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

- (1) 東広島市産業部農林水産課（市役所本館8階）
- (2) 各支所（地域振興課または産業建設課）、出張所

## 10 選考方法

書類審査のほか、原則面接を実施し、選考します。

※面接日は、令和7年12月19日（金）を予定。別途通知いたします。

## 11 選考結果の通知

選考結果は、令和8年2月末日（予定）までに、推薦者（法人・団体又は個人）及び応募者へ文書により通知します。なお、任命は、東広島市議会の同意後になります。

## 12 申込者等に関する情報の公表

受付期間中（１１月中旬頃）及び受付期間の終了後（１２月上旬頃の予定）、東広島市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人その他の団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第２条第１号イから又（＊）までに掲げる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を東広島市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が東広島市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

## 13 注意事項

- (1) 提出された申込書は、返却しません。
- (2) 推薦または応募に係る経費は、全て推薦者もしくは応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

## 14 申込書の提出先、問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市産業部農林水産課（市役所本館8階）

電話 082-420-0939（直通）

（＊）農業委員会等に関する法律施行規則第２条第１号

- イ 認定農業者等であった者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法第１４条の５第１項に規定する認定就農者をいう。二及び第１０条第１号において同じ。）である個人
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第２条第４項第１号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第10条第2号において「基本構想水準達成者」という。）である個人
- 又 基本構想水準達成者である法人の業務を執行する役人又は使用人